

令和5年7月7日
資料提供
果樹園芸課 塩崎、大山
073-441-2904

## 施設園芸用燃料価格高騰緊急対策支援金事業を実施します

経営費に占める燃料費の割合が高く、燃料高騰の影響を受けやすい施設園芸農家に対して、高騰分の一部を支援します。

### ◆支援対象農家（以下の①から③を満たす者とする）

- ①県内に居住し、県内で施設園芸を営む個人、又は県内に事業所を置き、県内で施設園芸を営む法人
- ②当該期間に園芸用施設において、販売用の野菜・花き・果樹を生産していること
- ③国の施設園芸用燃料価格高騰緊急対策に加入していること

### ◆事業実施主体

農業協同組合又はその他農業者の組織する団体(代表者の定めがあり、組織及び運営についての規約の定めがある団体に限る。)などで以下の①及び②を満たす団体

- ①支援対象農家が野菜、花き又は果樹の施設園芸を営む者
- ②支援対象農家が3戸以上又は農業従事者の常時従業者が5名以上

※ 支援対象農家、団体とも国の施設園芸燃料価格高騰対策への加入が必要です。

まずは、国の施設園芸用燃料価格高騰緊急対策へ加入のお手続きください。

### ◆支援内容

《支援対象》令和5年10月から令和6年3月3日まで（事業実施主体が取り組む国の令和5事業年度施設園芸セーフティネット構築事業実施期間内）に納品された施設園芸で加温に使用するA重油、灯油及びLPガス

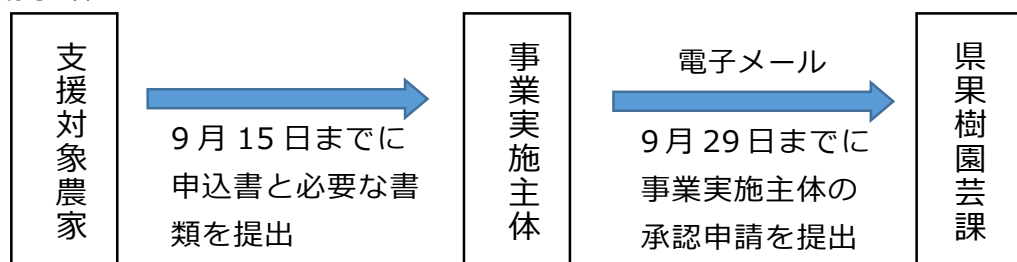
《支援金の計算例：A重油の場合》

当該月のA重油購入数量 × 70%<sup>※1</sup> × 支援単価<sup>※2</sup> × セーフティネット事業における農家負担割合 × 1/2 を乗じて得られた金額

※1 価格急騰時等には、100%に引き上げられます。

※2 支援単価：（A重油の全国平均価格－81.6円）

### ◆事業の申請手順



### ◆支援金掲載ホームページ URL：

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070300/d00210862.html>